

審 査 決 定 報 告 書

文教福祉委員会

令和2年第1回水戸市議会臨時会において当委員会に付託されました議案第79号ほか13件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、本日、委員会を開催し、慎重に審査を行い、その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第79号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中第1表中歳出中第4款（衛生費）

本案については、支援対象、PCR検査機器の仕様及び性能、検体総数の見込み、今後の検査体制及び市民への周知、関係機関との連携・協力体制、中長期的な医療体制の在り方並びに防護服セット及びマスクの確保見込み等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて着実に取り組むとともに、今回の経験を今後の医療体制整備にも生かし、市民の命と健康を守るために鋭意努力されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 報告第19号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例）

本件については、減免の要件における事業収入等の詳細等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

3 報告第25号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第10号）中第1表中歳出）

本件については、第3款民生費では、購入補助の対象及び内訳、第10款教育費では、補助対象及び内容等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「4月以降も休校、自粛等が続いているため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、今後も関係施設及び事業者等への支援に取り組まれない」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

以上のほか、報告第15号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）、報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康

保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例), 報告第 18 号 専決処分について (令和元年台風第 19 号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例), 報告第 20 号 専決処分について (水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例), 報告第 21 号 専決処分について (東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例), 報告第 22 号 専決処分について (令和元年台風第 19 号による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例), 報告第 23 号 専決処分について (新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例), 報告第 24 号 専決処分について (水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例), 報告第 27 号 専決処分について (令和 2 年度水戸市一般会計補正予算 (第 1 号) 中別表中歳出中第 3 款 (民生費)), 報告第 28 号 専決処分について (令和 2 年度水戸市国民健康保険会計補正予算 (第 1 号)) についても, 種々質疑応答を重ねた後, 採決の結果, いずれも全会一致をもって, 承認すべきものと決定いたしました。

そのほか, 報告第 16 号 専決処分について (水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) についても, 種々質疑応答を重ねた後, 採決の結果, 賛成多数をもって, 承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第 79 号中第 1 表中歳出中第 4 款

原案を認める。

報告第 15 号, 報告第 16 号, 報告第 17 号, 報告第 18 号, 報告第 19 号, 報告第 20 号, 報告第 21 号, 報告第 22 号, 報告第 23 号, 報告第 24 号, 報告第 25 号中第 1 表中歳出, 報告第 27 号中別表中歳出中第 3 款, 報告第 28 号

以上, 承認する。

上記のとおり報告する。

令和 2 年 5 月 14 日

水戸市議会議長 安 藏 栄 様

文教福祉委員会
委員長 鈴木 宣子